



若木

2025年5月30日 No. 3

町田市立町田第五小学校
校長 米山 哲也

～「ふれあい月間」～ いじめゼロの町田第五小学校を目指して

校長 米山 哲也

いじめは大きな社会問題として取り上げられており、法整備を経て組織的に対策を行わなければいけないほど深刻なものとなっています。2013年には「いじめ防止対策推進法」という法律ができました。この法律では、いじめを以下のように定義しています。

法第2条 「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この法律が定められたとき、私は5年生の担任をしていましたが、ある児童が「**法律で定めないと、いじめがなくなるなんて、情けない！絶対にいじめがないクラスをつくらう！**」と言った言葉を今でも覚えています。とても心強いメッセージでしたが、いじめは子ども社会からは、完全に無くすることが難しいと言われていています。私たちは「いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る」という認識のもと、対応していく必要があるのです。

東京都教育委員会は6月・11月・2月を『ふれあい月間』として、いじめや暴力などの問題行動を未然に防止し、子どもたちの健全育成を目指すこととしています。それを受け、本校でも全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校の内外問わず、いじめが行われなくなるように、いじめ防止対策を教職員が連携・協力して組織的に取り組んでいます。

1 いじめを「防ぐ」（未然防止） 児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

- ・心の通う人間関係を構築するため、全ての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。
- ・自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。
- ・いじめ問題に対し、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組んでいく。

2 いじめに「気付く」（早期発見） 早期発見・早期対応のために子どもたちとの信頼関係を構築する。

- ・児童が不安や悩みを、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。
→「心のアンケート」「子ども見守りシート」「年3の回担任面談」「全学年Q-U調査」「保健室相談ポスト」等
- ・児童の些細な変化や兆候にも疑いをもって、軽視することなく積極的にいじめを認知する。
- ・「学校いじめ対応チーム」を月1回以上実施、年3回以上の教職員校内研修会を実施する。

3 いじめから「守る」（早期対応） 学校いじめ対応チームを中心として、組織的に対応する。

- ・いじめを認知した場合、即座に「学校いじめ対応チーム」を招集し、具体的な対応と解決策を検討する。
- ・いじめを受けた児童を徹底して守るとともに、継続的なケアを行う
- ・いじめを行った児童への指導とともに、更生に向けた支援を行う。



今後も教職員一同「いじめはしない・させない・許さない」という強い姿勢で臨むとともに、子どもたちの意識を高めていきます。いじめを防ぎ、解決するためには、各家庭との連携も不可欠です。お子さんに心配な様子がありましたら、どのような小さな事柄でもすぐに学校にご連絡ください。仮にいじめが確認された場合には、即座に「学校いじめ対応チーム」を立ち上げ、組織的に対応していきます。保護者の皆様にもご協力をお願いいたします。